

No	いただいたご意見
1	前文・第3条にある「ウェルビーイング」について 自分の教養不足で申し訳ないのですが、「ウェルビーイング」という言葉があまり聞き馴染みのない言葉なので、すんなり条文を理解することができませんでした。今回の条例案は区民とともに担っていくものであり、第3条では「区民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない」とあるので、その最高規範となる条文は区民の誰もが理解しやすい言葉で表現する必要があると思います。「福祉の向上」とか「幸福の追求」等のもっとわかりやすい言葉を使った方がいいと思います。
2	前文 人権尊重並びに差別のない社会をめざして活動していくということを明記してほしいです。 第4条 会派は2名以上でないと認められないのでしょうか。1人会派が認められている議会もあると認識しているのですが。 第5条 議長・副議長は会派を離脱すべきではないかと考えます。 第12条 とても大事なことだと考えます。社会問題に関心のある人が議員という仕事を選択する社会であってほしいです。足立区でなら、男性も女性も障がいがあっても子育てや介護をしながら議員活動が続けられるまちであってほしいです。
3	第1条について 「区長等」の「等」が不明である。 第8条について 見出しは「区長等」となっているが、第2項及び第3項は、質問の対象者が規定されていない。 第2項は「質問をすることができる。」、第3項は「質問することができる。」とされているが、意図的な書き分けか。 第3項の「質問機会の拡充…調査権を行使するために」は、文章としておかしい。 第14条第1項について 「及び」と「等」を併用している。

No	いただいたご意見
4	前文 基本条例の「やりたいことが叶うまち」を目指して「やりたいことを応援し、成功へ向けて共働するまち」（事業立ち上げへ、指導し、成功へ導けるよう応援する）と温かい言葉で。 ウェルビーイングは菅内閣時代の用語でまだ国民になじんでいないので、（訳）をつけた方が 良い。 第1条 区民の福祉・在住満足度の向上に寄与 第3条 2 区政に関する調査研究に努めその成果を報告せねばならない。 4 議会活動について区民に分かりやすく説明しその説明会開催報告を提出する責任を果たさなければならない。 第4条 2 会派結成は所属議員5名以上 第8条 自らの機能を区民と直に接する情報取得提言を衆愚政治にならぬよう精査することを最大限に発揮することにより 2 議事に先立ち質問することができるが、個人的パフォーマンスや取引をしてはならない 第9条 2 他の自治体の事例を待つのではなく、先行果敢に取り組み、実行するときは、議会にその内容を説明するものとする。 第13条 区民の生命・身体・財産及び生活の平穏を守るため、平時より防災施策を強化し、各省庁との連携機関を設置し迅速な対応ができるよう定期的な訓練、区民への周知を行い、設備、備蓄を点検し、地震、水害等の災害が発生したときは、 第14条 補助機能を強化するため、事務局経験者の異動後においても、連絡会を設置し、現職との懇談会等を開催し、広い知見を集め、議会事務局の組織体制の整備及び充実を図るものとする。 第19条 2 必要と認める場合は、他自治体の先進事例を見るだけでなく、足立区独自の事情や実態に合った、他区・市の先例となるようなこの条例の改正その他の適切な措置を速やかに講ずるものとする。 末筆ながら、役所で作る条例ですから基本的に当たり前で、誰もが普通に関する文言となっており非はありません。しかし、区民の目には、議員は言いなりで、思いついたことを提言し、執行機関に「この提案内容は」と聞くだけの議員が望ましいのではと思われます。もっと議員にやる気を出させる、やり甲斐を感じさせる、文言がある筈だと思います。あまりにも役所文言で、どこにもあるAIの作文のような気がしますので、余計な一言です。

No	いただいたご意見
5	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 足立区には多くの外国人が居住しています。かれらに悪気がなくとも問題が起こっています。これを放置しておくことは、我々の生活に大きな影響をきたすでしょう。 「ウェルビーイング」を削除 意味が分かりにくく抽象的。「区民の生活の向上」「安全で安心して暮らせるまち」など、平易な日本語に変更。 「区民全体の利益」を議員の基本原則にする 「区民全体のウェルビーイング」ではなく、「区民全体の利益、安全・安心、生活の向上」とする。 区民の安全・安心を基本理念の中心にする 「多様性」や「全ての人々」だけを強調せず、まず区民の生命・財産・生活環境を守ることを明記。 法令・条例・地域ルールへの遵守を明記 日本人・外国人を問わず、誰もが地域のルールを守ることを原則とする。「文化や生活習慣の違い」を理由に、地域のルールが曖昧にならないようにする。 迷惑行為への対応を議会の責務に追加 騒音、ごみ出し違反、違法駐車、公共施設での迷惑行為など、区民生活に支障を及ぼす問題を議会の監視・政策提言の対象とする。 外国人関連施策の公平性・費用対効果を検証 外国人向けの支援や事業についても、必要性・公平性・費用・効果を議会が検証する。「外国人だから支援する」ではなく、「区民生活にとって必要か」で判断する。 外国人を特別扱いするのではなく、必要な場合だけ配慮 日本語が十分理解できない場合には、「やさしい日本語」や必要な範囲の多言語化で行政情報を伝える。 災害時の情報伝達を強化 防災情報がすべての区民に届く仕組みを整える。外国人については、日本語を理解しにくい場合に必要な配慮を行う。
6	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 個人的には1人会派があってもいいのではないかと思います。会派が大きくなればなるほど少数意見は排除されて、個人のパフォーマンスも落ちると考えています。会派の上限設定と1人会派を認めてみてはいかがでしょうか。

No	いただいたご意見
7	(1) 日本国憲法第8章(地方自治)、地方自治法、第6章議会の規定が議会の基本ルールが定められています。憲法は議会の設置や二代表制を規定し、地方自治法は議員の人数・任期・権限を詳細明示しています。 現在、他自治体の自治基本条例では区議会の権限や責務を定め、具体的運営規則や条例と連携している。区議会基本条例や会議規則、委員会条例、傍聴規則に議会活動のルールを規定、議員の報酬や政務活動費などの支出に関する条例も整備しています。これらは議会運営の透明性と公平性を確保し、議会活動のルール整備に役立つ、区議会の規則は議会の運営と議員の責務を法的・規則的に支援していることがわかります。足立区議会基本条例の前文には、このことを明記し、少なくとも「足立区自治基本条例」との関係性を明記すべきです。 (2) 「やりたいことが叶うまち」をめざして、全ての人々が健康で幸せを感じられるウェルビーイングの向上をすすめていきます。この表現の「やりたいこと」とは何を指すのか曖昧で区民に誤解を与えかねません。 ウェルビーイング(Well-being)は、well(よい)とbeing(状態)からなる言葉。世界保健機関(WHO)によって(翻訳)と紹介しています。高学歴の区民には理解されるかもしれませんが、一般区民には理解されにくい表現です。この部分をたとえば、「区議会及び区議会議員が区民の負託に応え、区民生活の向上及び区政の発展に貢献するために全力をあげます」平易な日本語で表現すべきではないでしょうか。 (3) 第7条「議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第115条の2に規定する公聴会及び参考人の制度を活用するよう努めるものとする。」この条文は区議会が国会並みの活動をするとは評価できますが、特別委員会の議事録を読むと、本年4月22日の特別委員会では委員会に所属していない2名の委員から「他自治体の例として議会内ハラスメントに対する調査会や政治倫理審査会を開催しているが、足立区議会では公聴会は一度も開かれていない」一定の条件の下で原則として開催すべきと述べています。条例案には一定の条件を要綱で定めると明記したらいいのではないのでしょうか。 (4) 条例第15条には議会図書室の充実に努めるとあるが、現状ではどうなっているのか。一般区民も図書、資料に目を通すことができるのか。図書購入費など予算化すべきと思うが、明確にしておく必要があると思います。

No	いただいたご意見
8	まず、これまで議会条例がなかったことに驚いています。 第11条 議会の研修については、どのような研修をして、どのような知的収穫があったのか、予算はいくら掛ったか等の報告の義務付けが必要だと思います。 第13条 議員は災害が発生した時に臨時議会を開いて緊急に決議するのではないのか。この条文だとどんな内容であっても議員は協力・支援をするべきだと受け取れます。 第15条 図書館規定がありますが、議会図書室は暗くて無人で、あまり利用されていないのではないのでしょうか。むしろ中央図書館にこの機能を任せれば、図書館司書が常駐していますから議員も調べものが進むし、資料もすぐにそろえてもらえるし、議会図書室用の図書購入も必要ないので経費の節減になります。また、議事録等の資料が中央図書館にあれば、区民に開かれた議会となり、傍聴者も増えるのではないのでしょうか。 区民と共に歩む議会であってほしいと思いました。
9	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 (1) 第13条第3項の「足立区議会災害時における議会と議員の行動規範」の具体的な内容はどのようなものなのでしょうか。 (2) 請願・陳情をする場合、紹介議員のサインのあるなしで効力にかわりが出てしまうのか。 (3) 区議会議員も様々な意見を持っていてよいと思うが、都議会議員・国会議員といった他者からの意見はやはり反映されているのは普通のことなのでしょうか。 (4) 議員報酬や政務活動費の支給基準、内容の精査・監査する部署などはあるのでしょうか。また、内容は秘匿にされるべきなのでしょうか。
10	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 「議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信」とあるが、議員による議会内外での差別発言の禁止の条項を追加すべきではないか。
11	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 足立区議会としても、特に区長によるハラスメントが行われていないか、監視する必要があると思います。そのような内容を条例の中に入れることはできないのでしょうか。
12	(1) 住民参加の視点が弱いので、例えば、請願や陳情に際して、希望すればすべての代表者の意見を聞く機会を必ず義務づけること。 (2) 議会と住民・住民団体との意見交換の定例的機会を義務づけること。 (3) 議会全体として、区長と協力して、決議事項や討議経過の説明の機会を設けること。
13	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 不祥事発生時の対応フローを明確化する仕組みを整備してほしいです。説明責任の期限、長期欠席時の対応、視察・研修の報告義務、政務活動費不正時の対応など、可能な範囲で明文化することで、区民の信頼を守れると考えます。

No	いただいたご意見
14	1 議会基本条例の制定について 今日の日本社会において生じている諸問題の解決のためには、地方自治の機能強化、活性化が急務となっていると思います。議会基本条例の制定は、この点での大きな効果を生み出すことが期待されますので、衆知を集めて、目的に合った良い内容のものを作り上げてください。よろしくお願いします。 2 機能強化と活性化のために目ざすべき主な目標 これまでの区議会のあり方を見て、不十分であり、改善が必要と感じる点が3つあります。1つ目は、区民に開かれた議会になっていないこと。2つ目は、区民参加を促進する議会になっていないこと。3つ目は、議員同士の討論によって政策・条例等への議論が深まるようになっていないこと。この3つです。全国においては、議会活動の現状を改善するための議会基本条例を制定する自治体が増えてきています。それらの先例に学びながら、今日の状況に適した、魅力ある議会基本条例を作り上げてください。 3 区民に開かれた議会にするには、どうすべきか。 現在でも本会議や委員会の傍聴はできますが、実際に傍聴に来る人はごくわずかです。日常生活においても、議会の活動が話題に上ることはまれであり、大部分の人たちにとって関心の対象にはなっていません。一言で言えば、区民と議会の間には大きな距離があります。これを変えるためには、どうすればいいのか。横須賀市議会の制定した議会基本条例には、次の条項があります。「14条 議会とは、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提言の機会の拡大を図るものとする。」この条項の説明の部分では、「市民との意見交換の場となる『広報広聴会』を年1回以上設けることにしている。」と実際の活動に取り組んでいることを伝えています。ただ傍聴するだけでなく、意見も述べられるのであれば、参加したい人、関心を持つ人は大きく増えるのではないのでしょうか。もう一つは、説明責任等という標題の条文です。「15条 政策・条例等について決定したときは、市民に対して説明する責任を有する。」という議論のプロセスと理由の下に、その決定がなされたかを説明してもらえらば、地方議会というものの方が今よりもずっと身近に感じられるようになるはずです。これによっても、区民と議会の結びつきに関して大きな改善が図られるでしょう。 4 区民参加を促進するにはどうすべきか。 このためには、一区民であっても、公的な場で意見を述べられるようにすることが効果的であると思います。述べたい意見があり、決定のプロセスに影響を与えたいと思うときには意見を述べる機会があるとすれば、参加の意欲は自然に高まります。具体的には、上で紹介した14条の下に作られた広報広聴会もその一例です。他にも、陳情をきっかけとする参加の形が考えられます。横須賀市議会基本条例には、以下の条文があります。「13条 請願者もしくは陳情者の求めに応じて、または議会自ら、請願者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。」これは、私たちのような陳情者になっている立場の人間から見れば、とてもありがたく、望ましいと感じる改革内容です。陳情者の置かれた状況と改善のためになすべき方策についての理解を深めてもらうために、ぜひ取り入れてほしいと思います。

No	いただいたご意見
14	さらに、ある種の政策を決定していく場合に、その政策の影響を受ける人たちも意見を述べられるような政策検討会議を開くのも、有意義な改善策にあると思います。例えば、障がい者とか、外国人とか、子育て支援などでも、政策の対象となる人たちの意見を聞きながら、政策を練り上げていけば、政策がより実効性のあるものになるはずです。それと同時に、1つ1つの検討会議の実施を通じて、幅広い市民参加の自治が実現していく効果が期待できます。 5 議員相互の討議の推進 委員会を傍聴して驚いたのは、議員同士が相互に討論する場面が少なく、議案内容に関係の深い部局の職員、その部長とか課長とかが議員から質問を受け、答える場面の方がはるかに多いことです。民主的な政治においては、意見の異なる議員同士が真剣に議論し合うことによって理解を深め、より良い結論へと到達するプロセスが大事だと思うのですが、それが欠けていると感じました。したがって、この点の改善も求めたいです。 横須賀市議会でも似たような傾向が見られたようで、21条2項の説明には以下の言葉が見られました。「本項にもとづいて、本市議会では委員会での議案や請願等の審査において、委員長が採決を取る前に、議員間討議の有無を確認する運用としています。」その条文は次のように書かれています。 (議員相互の討議の推進) 第21条 議会は、委員会等における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。(中略) 2 前項の審査に当たっては、委員会等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。 足立区議会においても、是非こうした改革を実現してほしいです。 6 条例案作成の取り組みで心がけてほしいこと 特に2つのことをお願いしたいと思います。1つ目は、議会活動の諸側面について総点検を行い、慣行となっているやり方の中で議会の本来あるべき姿に反しているものや、改善を妨げる要因になっているものは、この際すべて改めるという姿勢で取り組んでほしいということです。その場合に、全国的に見て先進的な改革を行っている自治体の基本条例には学ぶべき点が多く含まれていると思います。それらを参照しつつ、良い内容の案を作り上げてほしいです。 2つ目は、基本原則や理念を掲げる項目は別として、各側面に関わる多くの項目については、具体的な実践のし方や、つねに意識すべき注意点を明示した条文内容にしてほしいということです。方向性としては良いことが書かれていても、現場での実践に生かしていける具体性が乏しければ、多忙な日々の活動の中では忘れ去られていくことになりかねません。実際に改革に効果を生むような、具体性のある条文、条例にしてください。 足立区の議会基本条例が、真に議会活動の活性化と区民との結びつきの強さをもたらすものとなるように強く期待します。がんばってください。

No	いただいたご意見
15	議会の会議録は、地方自治法第123条において作成が義務づけられているものであり、区政における意思決定の過程を公証すると同時に、区民が議会の活動を含む区政全般を検証する上で極めて重要な役割を果たす公文書です。このような会議録の重要性にかんがみ、新たに制定される議会基本条例においても、会議録の意義、位置づけ、活用方法等を明文化する条文を置くべきであると考えます。
16	(1) 区民が常に議会で話し合われた内容が簡単に見えるようにしてほしい。 (2) 議事録等が議員の勝手な判断で黒塗りや削除させないよう厳しくしてほしい。 (3) 議事録に手を加えた議員は辞職、二度と選挙に出ることができないようにするなど徹底してほしい。
17	(1) 基本条例ができるのはよいことですね。ニュースで取り上げていた福岡県議会のゴタゴタは本当にびっくりしました。海外視察と称して多額の税金を支出する議長・副議長になるために何百万円ものお金を使う、そのようなことができないような条例にしてください。 (2) 時々議会の傍聴をしていますが、資料を参加者全員に配付してください。発言の内容をその後にも理解する上で役立たせたいです。 (3) 議会で発言している方と議会だよりに掲載している写真を見くらべていますが、よくわかりません。議員の名前が覚えられません。写真は4年間使用くらいにしてほしいです。 (4) 傍聴の時、声が小さくて聴きとりにくいです。
18	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 都営交通無料乗車券は我が家にとって非常に大きな助けになっています。しかし、障害年金との調整によって児童扶養手当の差額が0円になった場合、ひとり親家庭であることも、子どもを一人で養育していることも、子どもが交通機関を利用する必要があることも何も変わらないにもかかわらず、児童扶養手当の受給を要件とする交通支援を失うことになります。 例えば、児童扶養手当については現在の仕組みのまま障害年金との調整を行うとしても、一定の所得要件等を満たすひとり親家庭については、障害年金との調整によって児童扶養手当の差額が0円になった場合でも、都営交通無料乗車券などの支援を利用できるようにすることはできないのでしょうか。また、都営交通無料乗車券のように東京都の制度である場合には、足立区議会から東京都などの関係機関に対して、制度の見直しを働きかけていただくことも検討していただきたいです。 足立区議会が、区民一人ひとりの声を尊重し、制度のはざまに困っている人の声も政策につなげる、開かれた議会となることを期待しています。

No	いただいたご意見
19	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 北千住駅周辺地域における住宅家賃高騰に対応した家賃補助制度創設に関する陳情 足立区は子育て支援に力を入れているが、住宅費が高い地域では子育て世帯が区外に転出してしまいう懸念がある。特に北千住駅周辺は交通利便性が高く人気のあるエリアである一方、家賃相場の上昇により、これから子育てを始める世帯や若年層が区内に住み続けることが難しくなっている。定住人口の確保及び子育て支援の実効性を高めるため、家賃補助制度の創設を強く要望する。
20	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 牛田駅付近における屋内フットサル場整備に関する陳情 雨天時や猛暑・厳寒期には屋外での運動が難しく、子供たちの運動機会が制限されている。屋内フットサル場があれば、天候に関わらず年間を通じてスポーツに取り組むことができ、子供の体力向上や地域住民の健康づくり、世代を超えた交流の場としても大きな効果が期待できる。区内の他地域の状況も踏まえ、牛田駅付近への整備を強く要望する。
21	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 不登校児童・生徒の転校手続き簡素化に関する陳情 不登校の背景には、人間関係や学校環境が要因となっているケースも多く、環境を変えることが再登校のきっかけになることがある。しかし現状では、転校手続きが複雑で時間がかかり、保護者にとって大きな負担となっているとの声がある。子供が学びの機会を失う期間を少しでも短くするため、手続きの簡素化・迅速化を強く要望する。
22	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 区立学校におけるいじめ防止及び子供の自殺対策強化に関する陳情 いじめは子供の心身に深刻な影響を及ぼし、最悪の場合、子供の命に関わる重大な結果につながりかねない。子供が安心して学校生活を送れる環境を整えることは、区の子育て支援の根幹に関わる課題である。区立学校において、いじめの兆候をより早く把握し、子供のSOSを確実に受け止められる体制づくりを進め、子供の命を守る取組を一層強化されたい。
23	区管理道路に面した建築後のセットバック面の扱いに関する意見（陳情書） 千住曙町24番～25番の一例ですが、セットバック面の所有権は建築主に残るものの、その面の使用権は無いものと建築法又は条例を解釈しています。だとするならば、セットバック面に物置や植え込みなど造り道路そのものが動脈硬化をなしている状態では、いざとの時、救急車、消防車も入れない状態ですし、何の意味をもってセットバックなのか分かりませんし、その目的も達成できないと思います。このような所は他にもあると思いますが、近隣のことは町会・自治会等ではトラブルの元になりますので、区に頼るしか有りません。時間かかっても善処頂けたら住みよい町になるかと思ひまして。

No	いただいたご意見
24	車両の騒音規制をしていただきたいです。特に環状七号線近辺で、深夜帯でもバイクの騒音をよく耳にします。時間帯・歩道で聞こえる音の大きさを基準(例: 22時～6時・80dB以上)を作って取り締まりをしてほしいです。
25	足立区内に住民票があつて数え切れないほど多くの求人に応募してきているけど全て不採用にされてきて行き場がなくなっている求職者の方々には任意で、足立区の福祉事務所から生活保護費を受給していて心身の不調が完全にもしくは概ね治って働けそうなのに働かない生活保護受給者には義務として、「荒川放水路、隅田川、毛長川、中川、桁川それぞれの足立区に接する区間」、「綾瀬川、葛西用水、花畑運河のうち足立区内を流れる区域」の水中と水面と川岸の全てに落ちているゴミを拾う、上記の川や運河のうち足立区を流れるか足立区と接する区域の水面や水中に溜まった油やその他の汚れを取るために専門の網を使ったりバクテリアみたいな水中や水面の油やその他の汚れを取るための物を投げ入れたりする、そして水草やその他の汚れや油の除去に役立ちそうな水中で育つ植物を植える、上記の川や運河のうち区内を流れたり区と接したりする区域の水中、水面、川岸のゴミや油、汚れを取り除いたらそれを足立清掃工場や量によっては都の清掃工場に持って行くという上記の川や運河のうち区内を流れたり区と接したりする区域の水中、水面、川岸の仕事を与え、その際は仕事の時間ややった仕事の分非正規職員としてきちんと給与を払うということをするれば、区内に住民票を持つという行き場のない求職者の受け皿となる仕事ができ彼ら自身お金を得られる、そして何より生活保護費の削減に繋がって本当に困っている真面目な生活保護受給者や生活保護受給希望者の方が白い目で見られずに済むと思う。 足立区の予算だけでは賄いきれないというのであれば、足立区のみでも「荒川放水路、隅田川、綾瀬川、中川、旧江戸川、新中川、多摩川の下流部、葛西用水、花畑運河、毛長川、神田川の中流～下流部(など)「ゴミや油、その他の汚れがたまっていて汚い川(や池)」が流れているか、そういう川と接している23区の自治体全て」と連携してでも東京都や環境省を始めとした国の役所に予算を割り当てて貰えるようお願いしてみてもやるべきこと、そしてやったほうが良いことだと思う。 これはできれば大丈夫だが、足立区のお便り以外の報道機関の記事やニュース、その他の普通のインターネット記事、雑誌にも取り上げて頂けると有難いです。
26	大谷田、佐野地区のバス運行をなんとかしてほしい。はるかぜも来なくなって不便。東武バスも平気で本数を抜く。どうせ有楽町線なんて延伸できないのだから、現実的な手をうってほしい。
27	条例を削減してほしい。設立趣旨と状況が変わったもの、目的を達成したものは撤廃してほしいです。条例を増やす方向になり、社会がどんどん萎縮し、活力がなくなってゆく方向に感じます。

No	いただいたご意見
28	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 関東大震災より 100 年を超え避難所の環境は未だに雑魚寝、プライバシー無し、災害時のトイレ地獄、100 年前と殆ど変わらぬ環境で災害関連死が後を絶たず。未だに自治体や町会・自治会任せ。お隣の台湾や、イタリアの国主導の充実した TKB が災害関連死をゼロにする。防衛費を上げてミサイルやら武器を買って武装するなら、先ずは足元の国民を自然災害から守ってほしい。防衛費を上げて自衛隊員のお給料や環境を整えるのは反対しません。せつかく防災庁や防災戦略課を立ち上げるのだから国主導で行なってほしい。災害関連死をゼロに、TKB を充実させ、町会・自治会任せの耐える避難所をやめてもらえませんか。
29	健康を促進する施設が少なく、かつ他自治体と比べて高いため、もっと施設を増やし、かつ利用料を区民は安くしてほしい。具体的にはプール等の施設が他自治体に比べ数が少なく、大変不便。また、他自治体は住民料金を設定しているところが多いが、足立区はない。健康促進について充実化を求めたい。西新井・島根地区が、健康施設や図書館などの学習施設がなく、子ども教育・育成や健康促進に非常に不便な地域になってきたため、施設建設をお願いしたい。
30	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 待機児童 0 人を目指して目標が始まってから数年が経つものにも関わらず達成できていないのはどうしてでしょうか。良い方向に向かっているのならまだしも今年は 2、3 年前に比べ悪くなっています。10 月、11 月から仕事を始めざるを得ない人にとっては、入れる保育園が皆無です。生まれた月、住んでいる地域によって差があるのは不公平感を感じます。認可保育園、認証保育園、企業保育園全て定員に空きがありません。特に 0 歳児です。誰でも保育園で月 30 時間預けられるシステムがありますが、それより働く親が預けられる保育施設をどうにかしてほしいです。
31	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 食料品のみ消費税 1 % 反対です。食料品のみではなく全ての消費税にすべきです。贅沢税を上げて、生きるために必要なものに対する消費税は無くすべきだと思います。
32	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 駐輪場の設備について改善をご検討いただきたいです。現在設置されているサイクルラックですが、前後に子どもを乗せた電動自転車を利用する際、高さのあるラック（重量による危険性）、幅の狭さ（接触・出し入れのしづらさ）の点で非常に苦労しております。 子育て世代をはじめ、誰もが安全・快適に買い物や施設を利用できるよう、幅が広く高さの低いラックへの変更、使いづらいサイクルラックを撤去し、平置きスペース（白線のための駐輪枠）へ変更、「子ども乗せ自転車優先」の平置きゾーンの増設のいずれかの改善策をご検討いただけますと幸いです。

No	いただいたご意見
33	北千住駅東口タワーマンションに区が数百億円の税金を投入するということですか。ただ投入するのではなくその分を購入したらいかがでしょうか。そして購入した所に区に必要な施設を造り活用すれば事業者にも、区にも有益になると思います。ただ寄付をして誘致する事だけは止めて下さい。宜しくお願い致します。
34	【全文掲載を希望されなかったため、概要を掲載】 実用英語技能検定の公費受験支援についてです。足立区では、生徒が実用英語技能検定取得という学習目標をもち、学習意欲の維持・向上につなげることを目的に、検定費用を無料（公費負担）で受験できるよう支援を行っていますとしています。ただし、足立区在住であっても、都立、私立に通っている子供は対象外となっています。 この支援活動は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、区教育委員会が主体となったもののため、結果、区立学校を対象とすると現状判断されたのは理解します。ただし、区立の教育委員会のため、私立の子どもに対してはなんら対策をしないというのはあまりにも一辺倒な施策であり残念です。 この施策区立以外の子どもも対策にすることで区立、私立、都立の子どもに何らかの不都合が発生するのでしょうか。私はそう感じず、寧ろ足立区の学力レベルを上げるというよい効果しかないように感じます。私立、都立には独自のカリキュラムがあるのは理解します。ただ、区として学びたい分野があり頑張っている区内の子どもを応援するという考えはできないのでしょうか。すぐでは無くとも構いませんので再考頂けると嬉しく思います。